

令和5年第3回太子町議会定例会（第504回町議会）会議録（第4日）

令和5年6月19日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 3 議案第28号 字の区域の変更について
- 4 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 5 議案第31号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 議案第33号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 7 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 請願第2号 インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 3 議案第28号 字の区域の変更について
- 4 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 5 議案第31号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 議案第33号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 7 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書
- 8 請願第2号 インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫

5番	出原賢治	6番	森田哲夫
7番	玉田正典	8番	中藪清志
9番	堀卓史	10番	藤澤元之介
11番	首藤佳隆	12番	北川嘉明
13番	中島貞次	14番	清原良典
15番	松浦崇志		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	森文章	財政課長	佐々木信人

(開議 午前10時00分)

○議長（松浦崇志） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長（松浦崇志） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第3 議案第28号 字の区域の変更について

日程第4 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第2、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）から日程第4、議案第29号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、資料を読み上げまして報告に代えさせていただきたいと思います。
委員会審査報告書。

まず、本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第1号。付託年月日、令和5年6月7日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年6月9日金曜日午前10時から午後1時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①参考資料に固定資産税、町県民税（普通徴収）、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）に関する地方税統一QRコードの説明がないが、これは条例改正の必要がないのかとの質疑に、このたびの改正は町が賦課徴収するのではなく、各事業所等が申告し、納付する住民税の特別徴収に使用する納入書、法人町民税の納付書、たばこ税の納付書について、地方税法施行規則の様式が新設されたことに伴う改正であるため、町が賦課徴収する固定資産税等は今回の改正の対象外となっているとの答弁があった。

②「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について」、太子町でこの特例を受けようとする市街化区域に限るのかとの質疑に、適用の要件の主なものは、開発許可を受けて一団の宅地造成を行う者に対する土地の譲渡に係る分で、開発区域は市街化区域と市街化調整区域のどちらも適用されるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第28号。付託年月日、令和5年6月7日。件名、字の区域の変更について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年6月9日金曜日午前10時から午後1時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①「福地字相坂665の1」は平成30年の地籍調査の地図では既に福地から外れていたようだが、今回の変更に含まれている理由はとの質疑に、圃場整備事業の中ではいまだに大字福地という位置づけになっているため、このたびの変更に含まれているとの答弁があった。

②一般的な圃場整備の手法では新しくできた道路や水路で字界を変更しているのかとの質疑に、新たに形成された圃場のブロックごとに字の表示を整合させると分かりやすく管理がしやすいため、そのように見直しを行っているとの答弁があった。

③登記簿の変更に伴う費用負担はとの質疑に、字の変更やその登記に係る費用については事業主体である土地改良区の負担であるとの答弁があった。

④大字の変更箇所が幾つかあるが面積の増減等で問題が生じた場合はどうするのかとの質疑に、地権者集会において納得いかないと主張された場合は事業主体である土地改良区に説明いただくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第29号。付託年月日、令和5年6月7日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年6月9日金曜日午前10時から午後1時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①森林環境税とはとの質疑に、国の温室効果ガスの削減目標の達成や災害防止を図るために、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、個人住民税の均等割額に年額1,000円上乗せして納めていただく税である。また今回の条例改正と合わせてホームページや広報等で周知したいとの答弁があった。

②電動キックボード等、特定小型原動機付自転車について、町としてはどれぐらいの登録台数を見込んでいるのかとの質疑に、最大30台程度の登録を見込んでおり、標識の交付等の準備は順次実施しているとの答弁があった。

③電気で動く自転車は課税対象となるのかとの質疑に、いわゆる電動アシスト自転車は該当しないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、上程中の議案第28号字の区域の変更について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第31号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第5、議案第31号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 委員会審査報告書を読み上げまして報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第31号。付託年月日、令和5年6月7日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年6月8日木曜日午前10時から午前11時32分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①子供に対する施策について未来に向けてのビジョンはとの質疑に、令和5年4月から役場の地域交流館3階に子育て応援室を設置している、この狙いは国の流れに沿って町でも子ども・子育てに関する部署を確定させるということである。令和5年度の1年をかけて検証しているところであり、来年4月には正式な名称、職務を確定させた上で子ども・子育てを担う課の設置を視野に進めているところであるとの答弁があった。

②今回の改正に関しては子ども・子育て支援法第19条、また学校教育法第25条の変更に伴って文言を変えたということだが、この条例の内容については特に何も変更がないという認識でよろしいかの質疑に、内容については変更がないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいでしょうか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第33号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)

○議長(松浦崇志) 日程第6、議案第33号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第33号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、兵庫県が行います物価高騰対策に係る保育施設等への一時支援金の支給に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ346万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億5,193万5,000円とするものであります。

歳出予算につきましては、民間の保育施設、認定こども園、放課後児童クラブの16の施設に物価高騰対策支援金、保育施設等への一時支援金を支給する費用として346万4,000円を追加するものでございます。

歳入予算につきましては、歳出で御説明申し上げた保育施設等への一時支援金に係る補助金でありまして、補助率は10分の10でございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(松浦崇志) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 ただいま説明がございましたけれども、16施設ということですが、その内訳についてもう少し詳しく報告いただきたいということが1点と、それから支給の具体的な内容、金額等、説明できたらお願いしたいと思います。

○議長(松浦崇志) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(嶋津一弥) まず、16施設の内訳でございます。基本的に公立の保育施設は対象外でございます。私立の民間認定こども園、これが6園でございます。それから、認可外、この保育施設が8施設でございます。最後ですけれど、放課後児童クラブ、こちらが2つの施設でございます。計16施設でございます。

それから、補助の金額でございますけれども、計算式が示されております。申し上げますと、1万8,000円+3万6,000円×(定員÷10)でございます。定員を10でまず割るのでございますけれども、小数点以下は切捨てとなっております。そういうことで、例えば20人の定員のところと29人の定員のところは同じ額ということになってきます。そういう計算式で1万8,000円というのが平等割みたいない感じで全ての施設に計算式が入っていきます。あと10人増えるたびに3万6,000円が増えていくということでございます。本町の場合、16施設を合計しますと338万4,000円ということで計算しておるところでございます。

以上でございます。

○議長(松浦崇志) ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 この県からの補助金の使途は限定されているのですか、使い道について。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 特にこれに使ったと実際の報告等はないかと思うのですが、あくまでも物価高騰ということで県の事業でございますので、それに充当されるものと考えておるところでございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第7 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について**

○議長（松浦崇志） 日程第7、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 請願審査報告書を読み上げ、報告いたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第1号。付託年月日、令和5年6月5日。件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和5年6月8日木曜日午前10時から午前11時32分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

紹介議員の藤澤元之介議員より趣旨説明を受け、その後、協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至った。

主な説明内容。

小学校における35人学級は、生徒にとって自分に合った授業や指導を受けやすくなり、学力向

上も期待できる。教職員側にとっても、担当する生徒数が減ることで負担が減り、生徒に寄り添ったきめ細かな指導ができる。他方で、教職員や設備の不足などの問題の解決に取り組みながら、現在、段階的に35人学級を進めている。

主な質疑応答。

子供たちにとってのメリットはとの質疑に、新型コロナの関係で3密を避けること、一人一人の学習指導をきめ細やかに行える、またいじめや不登校の問題に教職員が対応しやすくなるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決定した。

(3) 措置事項として、意見書を提出する。

以上です。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時31分）

（再開 午前10時31分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書

○議長（松浦崇志） 追加日程第1、意見書案第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を読み上げ趣旨説明といたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書。

21年の法改正により小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3. 自治体で国の学級編制標準より引き下げた「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4. 教職員未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。

5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を中心に十分を考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員に安定的な新規採用ができるよう定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

6. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年6月19日。内閣総理大臣岸田文雄様、財務大臣鈴木俊一様、文部科学大臣永岡桂子様、総務大臣松本剛明様。兵庫県太子町議会議長松浦崇志。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（松浦崇志） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 請願第2号 インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

○議長（松浦崇志） 日程第8、請願第2号インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題とします。

上程中の請願については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、報告書に基づきまして読み上げて報告とさせていただきたいと思っております。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第2号。付託年月日、令和5年6月5日。件名、インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書。審査結果、不採択とすべきもの。措置、なし。

2、審査年月日。令和5年6月9日金曜日午前10時から午後1時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

紹介議員である玉田晶久委員と参考人から趣旨説明を受けた。

主な内容。

令和5年10月からインボイス制度が本格運用する状態で、免税事業者がこの制度に対応するために非常に混乱しており、廃業を視野に入れている方も全国的に多く、太子町の中小企業者も影響を受けている。消費税法では事業者が商品やサービスの価格の8%または10%の額を納税する義務を負っており、現時点では課税義務があるのは売上げが年額1,000万円以上の事業者で、1,000万円未満の場合、免税事業者となっている。しかし、インボイス制度が始まると、どんなに売上げが少なくても課税義務が生じてくる。これが一番大きな問題であるとの説明があった。

主な質疑応答。

①インボイス制度の導入に反対している方は現状としてどのような活動をしているのかとの質疑に、声優やアニメーターが反対声明を上げて日比谷公園大音楽堂で講習会を開催したこともあったとの答弁があった。

②インボイス制度の導入について、これまでも何度か導入反対の動きがあり、免税事業者等への緩和措置等が設けられ現在に至っている、中止や延期を求めるより影響を最小限に抑える行動を取ってもいいのではとの質疑に、もう決まっていることに対して効果がないとの意見もあるが、最後まで声を上げ続けるべきだと思っているとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成少数により不採択とすべきものと決定した。

賛成、吉田副委員長、玉田晶久委員。反対、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。

なお、玉田晶久委員から賛成討論があり、反対討論はなかった。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 請願第2号インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について反対討論を行います。

このたびのインボイス制度は、電子帳簿化等による働き方改革をさらに進め、テレワークにより仕事の事務効率をアップすることができます。また、年間売上げ1,000万円以下の事業者は免税事業者であり課税義務が生じてくるので、それが問題だとの説明があったが、しかしインボイス発行の登録手続は課税事業者にならなければいけないので、免税事業者のまましていると仕入れ税額控除ができなくなり、発注者側からは取引の見直しを求められる可能性があります。発注者及び購入者側が、仕入れたうちの消費税と販売した消費税の両方を収めなければならず、仕入れ税額控除ができなくなるからです。なお、激変緩和措置として3年間、売上税額の2割を納めればよいこととなっております。また、各企業や官公庁、また各種団体は今年10月からのインボイス制度導入に向けて本格運用するための体制を整えている最中で、今さら中止することは、インボイス制度導入の準備で今まで資金を投入してきたことが無駄になってしまうと思います。

以上、税負担の公平性の観点から、このたびの請願については反対とします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 私は原案に賛成しますが、太子町では農業者、個人賃貸事業者等、多くの方が年額1,000万円未満の免税事業者であります。インボイス制度導入により煩雑な事務を強いられた上、実質増税になります。また、インボイス登録をしない場合は不利な取引条件を強いられることが心配されます。もう決まっていることに対して効果がないとの意見も理解できますが、ごまめの歯ぎしりにすぎないかもしれませんが、インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求めるような請願をすることなど、最後まで声を上げ続けることも大切な政治活動、議会活動であると考えます。

以上です。

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

原案反対の方の発言を許します。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 原案に反対の立場で討論いたします。

経理業務の煩雑化など免税事業者への影響があるのは考慮いたしますが、制度導入がここまで進んできていること、また買手側への免税事業者からの課税仕入れの控除や、売手側への納税額が売上税額の2割に軽減される措置や会計ソフトの導入費用の一部を国が負担することなど、激変緩和への経過措置等が設けられていることなど、対策も施されていることから考えまして反対といたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 本件請願に対しまして賛成の立場から討論いたします。

インボイス制度につきましては以前より本年10月の導入がアナウンスされており、既にそれに向けて準備されている行政あるいは事業者がおられることは理解しております。しかしながら、現下の厳しい物価高とエネルギー価格の高騰は特に低所得の世帯を直撃しており、この6月定例会におきましても一般会計の補正で緊急支援が予算措置されたところであり、このような状況下で本制度を導入するならば、現在免税事業者となっている年間売上げ1,000万円以下の小規模事業者や個人事業主等に深刻な影響が出ることは避けられないと思います。インボイス発行事業者となる場合、消費税分の実質の税負担の増、事務手続に係るコスト増は中小零細の事業者にとって極めて重く、あるいはインボイスが発行できない免税事業者のままでは取引先より値下げ圧力を受けたり取引から排除されたり、結果として廃業に追い込まれるといったことが全国的に懸念されております。太子町におきましても、これが差し迫った問題となる事業者、個人事業主、フリーランス等一定の方がおられると見込まれます。また、様々な業界、流通や農業、小売業、文化芸術などへの全国的な影響や、ひいては日本経済全体への悪影響になりかねないことを鑑みれば、町民の生活や町の財政に対しても無関係な話ではありません。インボイス制度をどうするかについては国政レベルの話ではありますが、検討と再考を促す意味で地方議会より意見書を出す意義は十分にあると考えます。したがいまして、私は本案件に対して賛成といたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 消費税転嫁の拒否を防ぐためにまずは必要な制度であると。免税事業者への影響は、経過措置や簡易課税制度の利用によって軽減できるとの見解がまず1つあります。免税事業者の方には本当に気の毒なのですけれども、あまり声高々に反対を唱えるのは得策ではないように思います。なぜなら、消費税の仕組みを考えるとインボイス制度のほうが正しいと言わざるを得ないからです。本来は国に納めるべき消費税を納税が免除されているからといって免税事業者の人が——これは言い方が失礼ですけれども懐に入れて益税を得ていることにはやはり問題があります。商品、製品や販売のサービスの提供などの取引に対して広く公平に税を負担するというのが消費税でもあり、その消費税の趣旨からも外れております。よって、請願書の提出については反対とします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 消費税が導入されたのが平成元年の4月1日であります。その当時は消費税率が3%でスタートいたしました。そのスタートした時点で免税事業者があります。その額は3,000万円以下の業者については消費税の免税をする、こういう制度で発足したわけです。その消費税が導入されたときの理由というのですか、皆様方、今は社会保障のために消費税が課税されていると、こういうふうに理解をされているようではありますけれども、平成元年に導入された時点は直間比率の見直しをするということで導入されたのが間接税、つまり消費税であります。以降、3%から5%へ、5%から8%へ、そして10%へと経過をたどるわけでありましてけれども、その間、今議員が語る討論で言われましたように、今現在は1,000万円以下の方が免税事業者となっている、こういう経過でございます。その間、直間比率の見直しから社会保障の財源にというふうに政府の説明も変わってきたのが実態ではなかったかというふうに思っております。私は当初3%のときに免税事業者がどうしてできたかということを知っていただきたいと思うのですが、消費税というのはいわゆる応能負担の原則を外して所得の低い方が消費税の負担が大きくなって、所得に対する消費税の割合が高額所得者ほど低い、こういう実態があるわけです。そこで、中小事業者等が消費税を物の値段にオンをして販売することには非常に抵抗があるということから免税事業者という制度が出てきたわけです。今回、免税事業者の選択もできますけれども、インボイス制度が始まって今までの請求書あるいは納品書と違ったところが1か所だけあるわけです。それは税務署に登録して13桁の登録番号を取らなければならないと。これが適格請求書と言われるもので、その番号をつけた請求書でないと消費税を差引くことができない、こういう仕組みになってるわけです。

したがって、今賛成討論でも言われましたけれども、例えば太子町であったら農業者あるいは中小事業者、建設業でいうと一人親方、そういう方々に非常に無理強いをする制度になってくるわけでありまして。引き続き免税事業者でおることができるのですが、免税事業者にならないということは、つまり適格請求書を出せないということでもありますから、取引する業者から消費税を差引くことができないということ取引から除外される。こういうことで、中小事業者については鬼のような制度であるというふうに私は思っております。したがって、10月から始まる、時既に遅しと、こういうふうに反対意見をされた方もありますけれども、私は6年後——3年、3年後——を通じて、いわゆる激変緩和の措置があるのですが、結局は6年後には要は100%消費税を納められなければならないような制度になっているわけです。つまり、平成元年に消費税が導入されたときに政府の多くの方が言っていましたけれども、小さく生んで大きく育てるのが消費税だと。まさに庶民からそういう税金を吸い上げる完成の形を狙ったのがインボイス制度であるというふうに思っております。したがって、声を上げ続けることが私は大事だと思いますので、インボイス制度の中止を求める請願を採択すべきものというふうに主張をして討論を終わります。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成少数)

○議長(松浦崇志) 賛成少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(松浦崇志) 日程第9、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回太子町議会定例会(第504回町議会)を閉会します。

(閉会 午前11時01分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(松浦崇志) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る5月30日の招集以来、本日までの21日間でしたが、この間、議員各位には条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

これから暑さも厳しくなっております。議員各位には、この上とも御自愛をいただきまして、町政発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長(沖汐守彦) 令和5年第3回太子町議会定例会(第504回町議会)が閉会されるに当たりまして、一言私のほうからも挨拶を申し上げます。

去る5月30日に開会されました今期定例町議会におきましては、補正予算案件をはじめとする

重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、御議決いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります。

いよいよ夏本番を迎えようとしております。議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、定例町議会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 玉 田 晶 久

署名 議員 桑 名 幸 夫